

平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 テ ス ク
代表者の役職名 代表取締役社長 梅 田 涉
(コード番号 4 3 4 9 名証第二部)
お 問 合 せ 先 取締役管理部長 岡本匡弘
電 話 番 号 0 5 2 - 6 5 1 - 2 1 3 1

定款一部変更及び会計監査人選任並びに監査役会設置に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の第 37 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしました。併せて「監査役会」の設置を総会後に行うこととお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ・当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、監査役会及び会計監査人を設置します。
- ・インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- ・取締役会の招集権者及び議長について、取締役会長に変更を行うものであります。
- ・その他、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 23 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 23 日 (木)

2. 会計監査人の選任の件

(1) 会計監査人の選任の理由

株式会社名古屋証券取引所による「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の改正により、上場会社については会計監査人の設置が必要となりましたが、当社は、これを機に会計監査体制のより一層の充実・強化を図ることとし、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会計監査人を選任するものであります。

また、候補者は金融商品取引法に基づく当社の監査を既に行っていることから、当社の会計監査人に適任であると考えております。

なお、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 選任する会計監査人の概要

候補者の名称	有限責任監査法人トーマツ
事務所	主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル その他の事務所 (国内29ヵ所) 札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市
沿革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>)へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概要	資本金 694百万円 (平成23年3月末日現在) 構成人員 (平成23年3月末日現在) ・社員 (公認会計士) 578名 ・特定社員 80名 ・職員 5,434名 (公認会計士) (2,080名) (公認会計士試験合格者等) (2,160名) (その他専門職) (705名) (事務職) (489名) 合計 6,092名 監査関与会社 3,685社 (平成22年9月末日現在) 金融商品取引法・会社法監査: 958、金融商品取引法監査: 42、会社法監査: 1,082、学校法人監査: 84、労働組合監査: 52、その他の法定監査: 422、その他の任意監査: 1,045

(3) 就任予定日

平成23年6月23日 (木)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設) (新 設)</p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>第18条 (員 数) 当社の取締役は15名以内、監査役は4名以内とする。</p> <p>第19条 (選任の方法) 1. 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。 2. 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第20条 (任 期) 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員 数) 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>第19条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。 (削 除) 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>4. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条（報酬等）</p> <p>取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="padding-left: 40px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新 設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第21条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>第28条（監査役の員数）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><u>第29条（監査役の選任）</u></p> <p>1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第30条（監査役の任期）</u></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>第31条（常勤監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第32条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>第33条 (監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>第34条 (監査役会の議事録)</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第35条 (監査役の報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新 設)	<p><u>第36条 (会計監査人の選任)</u></p> <p><u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第37条 (会計監査人の任期)</u></p> <p><u>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="443 255 580 291">(新 設)</p> <p data-bbox="427 389 596 425">第5章 計算</p> <p data-bbox="233 434 667 470">第28条～第31条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="817 255 1235 291">第38条 (会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="900 300 1372 380"><u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p data-bbox="1011 389 1181 425">第7章 計算</p> <p data-bbox="817 434 1276 470">第39条～第42条 (現行どおり)</p>